

# 公益社団法人 広島県診療放射線技師会

## 諸規程

### 事務所規程

#### 第1章 総 則

(総則)

第1条 事務所は定款第2条にもとづきこの規程による。

(事務所)

第2条 事務所は広島市南区松川町1番15号ポエム松川303に置く。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

#### 附 則

- 1 この規程は平成7年4月8日より施行する。
- 2 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。
- 3 平成24年3月18日一部改定

### 組織規程

#### 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県診療放射線技師会（以下本会という）定款第3条に定める目的を達成するために組織の運用に必要な事項を定める。

(支部の名称)

第2条 本会の組織運用のために、県内を9つの支部に分ける、名称については次の通りとする。

- 1 西部支部

- 2 広島中央支部
- 3 北西山縣支部
- 4 南東安芸支部
- 5 呉支部
- 6 福山支部
- 7 北部支部
- 8 東広島支部
- 9 尾三支部

2 支部事務所は設けないものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

## 附 則

- 1 この規程は昭和54年3月2日より実施する
- 2 平成6年9月10日第2条一部改定
- 3 平成16年5月30日第2条一部改定
- 4 平成21年6月27日第2条一部改定
- 5 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。
- 6 平成24年3月18日一部改定

## 会費納入規程

### 第1章 総 則

(総則)

第1条 会費は定款第7条に基づきこの規程によって行う。

### 第2章 会 費

(会費)

第2条 会費の年額は、10,000円とする。

- 2 新入会員の初年度会費は10,000円、再入会員の初年度会費も10,000円とし入会時に納入するものとする。
- 3 会費中、一定額を相互扶助基金として別に定める。

第3条 会費の納入期限は当該年度9月30日までとする。ただし新入会及び年度途中の入会者は、この限りではない。

### 第3章 会費免除

(免除)

第4条 名誉会員は会費をおさめることを要しない。

2 会員で療養期間が1箇年以上にわたる者は、会費免除の取り扱いを受けることができる。

3 育児休暇を取得した者は、会費免除の取り扱いを受けることができる。

(免除申請)

第5条 前条第2項の規程に基づき、会費免除の取り扱いを受けようとするものは、1箇年以上療養したことを証明する証明書を添えて本会に申請するものとする。また、育児休暇の場合はそれを証明するものを添えて本会に申請するものとする。

(期間)

第6条 第4条第2項の会費免除は、2箇年を超えないものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は総会の決定を経なければならない。

#### 附 則

- 1 この規程は昭和54年3月2日より施行する。
- 2 平成4年5月31日改定
- 3 平成6年9月10日第2条一部改定
- 4 第2条2項新入会員の初年度会費については、平成7年度より実施する。
- 5 平成21年6月27日第3条一部改定
- 6 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。
- 7 平成23年6月1日第2条一部改定
- 8 平成24年3月18日第2条第1項、第2項及び第3条改定並びに第4条第3項及び第5条2項追加

### 役員選出規程

#### 第1章 総 則

第1条 役員を選出は、定款第23条に基づき、役員を選出について必要な事

項を定める。

## 第2章 選挙管理委員会

(設置)

第2条 役員を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

(委員の選出)

第3条 選挙管理委員会は、組織規程第2条に定めるそれぞれの支部から1名の委員を選出して構成し、委員長は互選とする。ただし定款第22条及び23条に基づく役員及び選挙の立候補者は、選挙管理委員にはなれない。

(業務)

第4条 選挙委員会は次の業務を行う。

- 1 選挙の告示
- 2 役員の立候補届けの受理、資格審査、候補者の告示
- 3 投票及び開票の管理と当選の確認
- 4 その総会での選挙の結果報告
- 5 その他選挙管理に必要な事項

(任期)

第5条 選挙管理委員の任期は2年とする。

## 第3章 理事及び監事の選挙

(立候補届及び推薦届)

第6条 監事及び支部から選出される理事（以下支部選出理事という）は組織規程第2条に定める支部からの立候補制または、推薦制とする。

- 2 前項に定める立候補制により立候補する監事及び支部選出理事は、所属する支部の組織規程第2条に定める支部の責任者（以下支部長という）の承認を得て、選挙管理委員会に届出ものとする。
- 3 第1項に定める推薦制により、推薦しようとする監事及び支部選出理事は、前項に定める支部長の推薦を得て、本人の同意書を添えて、選挙管理委員会に提出するものとする。
- 4 第2項及び第3項に定める支部責任者は5ヶ年以上、本会会員としての資格を有するものうちから当該支部で選出する。
- 5 同一人による重複立候補はできない。
- 6 立候補、推薦候補の届出締切りは、第4条第1項で定める選挙の告示

日以後、総会の日7日前までとする。

7 会員外の監事、支部選出以外の理事及び会員外の理事は、理事会の推薦を経て、総会の出席者の投票総数の有効数の過半数を得なければならない。

(立候補・推薦届出書等)

第7条 立候補届出等に必要な届出書ならびに様式は、別に定める。

(理事の定数)

第8条 定款第22条に定める定数の内組織規程第2条に規程するそれぞれの支部より選出される理事の定数は、支部ごとに定め、その総数は11名以内とする。

各支部の定数は以下の通りである

西部支部	1名
広島中央支部	2名
北西山縣支部	1名
南東安芸支部	1名
呉支部	1名
福山支部	2名
北部支部	1名
東広島支部	1名
尾三支部	1名

2 .理事会推薦で理事に立候補できる定数は、14名以内とする。

(選挙の方法)

第9条 選挙は立候補届けのあった者について、総会に出席している会員の無記名投票にて行い、監事については連記制とする。

2. 前条第1項及び第2項に定める理事立候補者は、総会に出席している会員により選挙する。

(投票の順序)

第10条 投票は次の順序によって行う

- 1 支部選出理事
- 2 理事会推薦理事
- 3 監事

(当選人の決定)

第11条 当選者は、それぞれ有効投票数を得た者から高点順に決定する。

2 定数最下位の者が2名以上の時は、決戦投票を行い、選出する。

(無投票当選)

第12条 各選挙を通じ、締切日を経過しても候補者が定数を越えないときは、

総会において無投票で当選者を定めることができる。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和 54 年 3 月 2 日より実施する
- 2 平成 6 年 9 月 10 日第 3 条、6 条、8 条、の一部改定
- 3 平成 16 年 5 月 30 日 8 条の一部改定
- 4 平成 21 年 6 月 27 日第 6 条、7 条及び第 8 条の一部改定
- 5 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。

### 表彰規程

(総則)

第 1 条 本会はこの規程により次の各項に該当する会員を表彰する。

- 2 名誉会員賞は、定款第 5 条第 2 項に基づき承認された者に送る。
- 3 槓殿賞は、放射線技術の学術研究開発において、特に顕著なる功績のあった者に送る。
- 4 奨励賞は、放射線技術の学術研究開発に関して、著しい功績のあった者に送る。
- 5 石井賞は、本会の発展運営に、特に長年にわたり功労のあった者に送る。

(選考)

第 2 条 受賞者の選考は、受賞者選考委員会が行い会長が決定する。

(受賞者選考委員会)

第 3 条 受賞者選考委員会は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

2. 委員長は選考委員の互選とする。

(受賞者)

第 4 条 第 1 条第 2 項、及び 3 項の受賞者は、3 名以内とし当該年度に限る。

2. 特別な場合は、物故者でも受賞者選考委員会で認めた者にはこの限りではない。

(表彰)

第 5 条 表彰は通常総会にて行うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和54年3月2日より実施する
- 2 この規程は新公益法人移行認可がおりしだい施行する。
- 3 平成21年6月27日第1条一部改定
- 4 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。

### 出張旅費規程

(適用範囲)

第1条 当会は、会務の執行のために出張する役員及び会員に支給する旅費実費弁償などについては、この規程に定めるところによる。

(出張旅費等)

第2条 当会より出張する旅費等については次のとおりである。

旅 費	宿 泊 費
実 費	実 費

- 2 旅費は、勤務先から、開催地までの公的機関を利用した相当額を支払う。
- 3 自家用車を利用した場合も前項と同額支給する。
- 4 宿泊料は、宿泊に要する日数を支給する。

(精算)

第3条 出張後は、直ちに別表旅費明細清算書と引換えに通貨にて支払うものとする。又、前途金がある場合は、これを精算しなければならない。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和54年3月2日より実施する。
- 2 平成6年9月10日第2条一部改正。
- 3 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。

## 役員及び会員に関する諸謝金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、当会役員及び会員が対象で、公益目的事業であるレントゲン週間イベント、中四国サミット、日本放射線技師会総会に出席した者に対し謝礼金を支払う場合において必要な事項を定めるものとする。

(謝礼金額)

第2条 支給額は1日当たり、レントゲン週間その他イベントは2,000～3,000円とする。中国サミット、社団法人日本放射線技師会総会は、10,000円とする。

(謝礼金の支給)

第3条 謝礼金の支給日は、各イベント終了後とし、支給方法は、法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を通貨又は当該講師の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附 則

この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。

## 相互扶助基金運用規程

(総則)

第1条 この規程は、会員の相互扶助の精神に則し、会員の団結と共済を目的とする。

(基金)

第2条 会費のうち200円をもって本規程の基金とする。

(給付対象及び額)

第3条 給付は次により支給する。

- 2 結婚は会員のみの場合で、祝電及び5,000円とする。
- 3 出産は会員の第1子のみで3,000円とする。



4 死亡

(1)会員及び会員の配偶者は、弔電、花輪（時価）、及び10,000円とする。

(2)会員の実父母子は、弔電、及び3,000円とする。

5 災害

お見舞いを一律10,000円とする。

(届出)

第4条 給付は支部理事経由で会長に届けた場合に限る

(特別給付)

第5条 第3条第5項並びにその他の給付については理事会で決定する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は昭和54年3月2日より実施する。
- 2 平成元年3月5日改定
- 3 平成元年4月1日より施行
- 4 平成6年9月10日一部改定
- 5 平成11年3月27日第2条一部改定
- 6 平成21年6月27日一部改定
- 7 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。

## 役員報酬及び謝礼金に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県診療放射線技師会（以下「当会」という。）の定款第30条の規程に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。

- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当会を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

#### **(報酬の支給)**

第3条 当会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員には、常勤役員俸給表（別表）に基づき定額役員報酬を支給する。

#### **(定額報酬の額決定)**

第4条 当会の常勤理事の定例報酬月額、常勤役員俸給表（別表）のとおりとする。

2 各々の常勤理事の報酬月額は俸給表のうちから、会長が総会の承認を得て決めるものとする。

#### **(定例報酬の支給)**

第5条 定例報酬の支給日は、毎月末日とし、支給方法は、法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を通貨又は当該常勤役員の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

#### **(公表)**

第6条 当会は、この規定をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項で定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

#### **(非常勤役員に対する謝礼金)**

第7条 非常勤役員には、公益目的事業であるレントゲン週間イベント、中四国放射線技師協議会主催の中国サミット、社団法人日本放射線技師会総会に出席した者に対し謝礼金を支給することができる。

#### **(謝礼金額)**

第8条 謝礼金の支給額は1日当たり、レントゲン週間イベントは、2,000円、中国サミット・社団法人日本放射線技師会総会は、10,000円とする。尚、旅費交通費に関しては実費を精算し、支給するものとする。

#### **(謝礼金の支給)**

第9条 謝礼金の支給日は、各イベント終了後とし、支給方法は、法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を通貨又は当該非常勤役員の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

**(改廃)**

第 10 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

**(補則)**

第 11 条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が総会の承認を経て、別に定めるものとする。

**附則**

この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。

**(別表) 常勤役員俸給表**

号	月額 (円)
1	100,000
2	150,000
3	200,000
4	250,000
5	300,000
6	350,000
7	400,000

## 記念事業講演会講師謝礼に関する規程

**(趣旨)**

第 1 条 この規程は 5 年に一度、公益社団法人広島県診療放射線技師会（以下「当会」という。）の創立並びに設立記念事業として、広く一般県民に対し、医療技術や診療放射線技術を通して県民の健康福祉の向上、活性化及び予防に繋げるため当会において市民公開講座として開催された講演会につき謝礼を支払う場合において必要な事項を定めるものとする。

**(講師謝礼)**

第 2 条 謝礼金は原則一講師につき次のように取り扱う。

- (1) 大学教授による講演会謝礼金は、65,000 円とする。
- (2) 〃 記念誌執筆料 30,000 円とする。
- (3) 医師・看護師・放射線技師（当会会員含む）・その他についての講演会謝礼金は、50,000 円とする。

(4) 国及び地方公共団体職員についての講演会謝礼金は、無償とする。  
第3条 謝礼の支給日は、講演会終了後とし、支給方法は、法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を通貨又は当該講師の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

**(旅費)**

第4条 旅費は、謝礼とは別途に一律5,000円とする。ただし、国及び地方公共団体職員については支払わないものとする。

2 その往復の路程にかかる旅費が、5,000円を超える場合には、当該路程にかかる旅費の実費相当額を支払うこととする。

**(改廃)**

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

**(補則)**

第6条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

**附則**

この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。

## **記念事業積立預金規程**

**(目的及び意義)**

第1条 この規程は、公益社団法人広島県診療放射線技師会（以下「当会」という。）の記念事業として5年に一度、放射線技術に関する式典、講演会を市民公開シンポジウム形式で開催する予算を編成するために積み立てることを目的とする。

**(積立ての要件)**

第2条 この積立は、5年毎に理事会において予算編成をし、その予算を総会に諮り、徴収した会員の会費及び入会金の中から毎年一定の額を別途銀行口座に預け入れる。

**(取崩しの要件)**

第3条 この積立預金は、記念事業開催前に、理事会の決議を経て取り崩さなければならない。

2 この積立預金は、記念事業の支出に充てる場合を除き、別の目的で取

り崩すことはできない。

**(改廃)**

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

**(補則)**

第5条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

**附則**

この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。

## 研修会・講演会講師謝礼に関する規程

**(趣旨)**

第1条 この規程は、当会会員及び広島県内放射線技師に対し、放射線の管理及び障害防止の調査、放射線技術学の向上及び職業倫理の高揚のため公益社団法人広島県診療放射線技師会（以下「当会」という。）において開催された研修会・講演会につき謝礼を支払う場合において必要な事項を定めるものとする。

**(講師謝礼)**

第2条 謝礼金は原則一講師、かつ、一研修会につき次のように取り扱う。

- (1) 医師による研修会・講演会謝礼金は、30,000円とする。
- (2) 当会会員以外のコメディカルによる研修会・講演会謝礼金は、20,000円とする。
- (3) 当会会員による研修会・講演会謝礼金は、10,000円とする。
- (4) 医療機器メーカー技術担当者による研修会・講演会謝礼金は、無償とする。

**(謝礼の支給)**

第3条 謝礼の支給日は、研修会・講演会終了後とし、支給方法は、法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を通貨又は当該講師の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

**(旅費)**

第4条 旅費は、謝礼とは別途に一律5,000円とする

- 2 その往復の路程にかかる旅費が、5,000円を超える場合には、当該路程にかかる旅費の実費相当額を支払うこととする。

**(改廃)**

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

**(補則)**

第6条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

**附則**

この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。